

## あきた青色通信

発行  
秋田青色申告会  
秋田市大町3丁目2番44号  
協働大町ビル3階  
電話 018-893-4115  
FAX 018-893-4116  
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp  
URL aoshin-akita.com

2023年7月号

秋田青色申告会の情報マガジン



秋田青色申告会  
会長 小野幹彦

DX

千秋公園は深緑に包まれ、樹々のエネルギーが溢れているようです。会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

本年は、いよいよ十月一日から消費税の「適格請求書等保存方式」が施行されることになっております。皆様にはご準備はよろしいでしょうか。外注先等を持っておられる事業者の場合には、ご自分だけでなく外注先等に対する対応につきましても指導をなさる等の配慮が必要であります。

法律は、免税事業者からの仕入れに係る仕入税額控除については経過措置によって一定期間は控除できるようになっておりますが、適用に当たっては大変煩雑な事務を要することにもなりますので、なるべく御配慮されますようお願いいたします。

さて、このところ我が国ではデジタル化の推進というところでデジタル庁主導の下に様々な行政のDX化が進められております。このことにつきまして皆様もご案内のところで思っています。

最近特に話題となっておりましてマイナンバーカードの利用による健康保険証の廃止(令和6年秋)もその一環であります。

ところで、**税務のDX化**って何かと思いましたが、国税庁の「税務行政の将来像2.0」によりまず「デジタルを活用して国税に関する手続きや業務の在り方を抜本的に見直して納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を二本の柱としつつ、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指す。」といわれております。そのことは、大変

すばらしいことと思っております。それにつけても、最近のデジタル化の波といえます。このデジタル化に伴う事務の変容のスピードと在り様はいかかなものでしょう。令和6年1月からは電子帳簿保存法も施行されます。私のようなガラ系の人間は息切れがしそうです。

実は税務御当局から私たち青申会に概要左記のような「ご依頼」の文書が入っておりますので御報告します。

「記」

「従来、確定申告書を税務署に提出した際には受付窓口で納税者の「控」の申告書等に受付の年月日等を印した「收受印」を押していましたがDX化を進める中で令和6年4月以降は押さぬいことを検討していますのでご協力願います。なお、税務署に書類を提出した事実の確認が必要な場合はe-Tax等により取得することが可能です。」

ところで、令和四年分の確定申告では所得税で約35%また相続税で約60%の納税者が紙で申告書を提出しているという状況であるそうです。そのような中で上述の施策を施行された場合、果たして納税者の利便性の向上につながるようになるものではないでしょうか。秋田青申会としては御当局に對して、もう少し段階的に行う等一考していただくことをお願いしたいものと考えております。

暑さ厳しくなっております。時節柄、会員皆様のご健康をお祈り申し上げます。

青色申告会の会計ソフト  
**ブルーリターンA**

優良電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で  
青色申告特別控除**65万円**の適用!  
優良電子帳簿保存で過少申告加算税の軽減特例も適用!

- はじめても安心のかんたん操作
- 個人事業者に特化した充実機能
- 所得税・消費税の確定申告書も自動転記でかんたん作成

Windows 11 対応

会員価格 **29,700円**  
(税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前  
**バナフィッシュ**

電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる  
**ダイニング&ラウンジ あえら**

電話 018-802-0638

ネットでも情報が見られる!  
秋田青色申告会ホームページ

秋田青色申告会で検索

◆秋田青色申告会  
第69回定時総会

第69回秋田青色申告会定時総会が4月20日(木)協働大町ビルで開催され、任期満了に伴う役員改選では、小野幹彦会長が再任されました。



秋田青色申告会 定時総会



当日は、石原恵一秋田南税務副署長はじめご来賓が臨席する中、出席した会員により令和4年度の事業報告をはじめとする各議案が審議され、原案通り可決承認されました。

この日は、秋田南青色申告会連合会の定時総会も行われ、ご来賓を代表して小松敏志秋田南税務署長より御祝辞を頂きました。総会終了後は、参加者による懇談会も行われ、感謝対策をしっかりと行いたいという交流を楽しみました。

◆今年度の重点目標

- (1) 会員増強運動の推進  
「会員の加入勧奨の推進」
- (2) 青色事業主勤労所得控除の早期実現
- (3) 電子申告e-Taxの普及拡大
- (4) マイナンバー制度への適切な対応を図るための広報・指導・相談の充実
- (5) インボイス制度への適切な対応を図るための広報・指導・相談の充実
- (6) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及拡大
- (7) 会員に対する指導相談活動の充実と研修会等の開催
- (8) 諸共済制度の加入促進
- (9) 会員のための親睦交流事業の実施
- (10) 関係行政機関及び関係諸団体との連携強化
- (11) 女性部組織の拡充強化
- (12) 広報・情報活動の拡充



秋田南青色申告会連合会定時総会時  
小松敏志秋田南税務署長他ご来賓の方々

7月10日(月)  
締め切りです

■源泉所得税等の納期特例  
「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請(納期の特例者)」を提出している事業者は、従業員や専従者の給料に依じた源泉所得税を毎月預かり、一月より六月分を七月十日(月)までに税務署に納付しなければなりません。

※税額が〇円でも、給料の支払額を記入した納付書を税務署に提出する必要があります。

■労働保険の年度更新

「労働保険の年度更新」については、申告及び納期限が六月一日より七月十日(月)までです。労働保険の年度更新は、前年度にすでに支払っている保険料の精算をするための「確定保険料」の申告・納付と、新年度の「概算保険料」を納付するための申告とを同時にを行う手続きのことをいいます。

■社会保険の算定基礎届

「社会保険の算定基礎届」は、書類の提出のみで支払は伴いません。算定基礎届を日本年金機構に提出することで、九月からの新たな標準報酬月額が決まります。忘れずに七月十日(月)まで提出しましょう。



●起業した場合の申告!

個人事業主の場合、起業した日からその年の12月31日までが起業一年目の課税期間となります。翌年の3月15日までに所得税の確定申告をします。利益の金額に応じて所得税、地方税が課税され、所得税は原則として申告と同じ3月15日に納付をします。

7月・8月の相談会

●記帳相談日

7月・8月記帳相談日は「毎週水曜日・木曜日」  
※日々の記帳に関する相談

●税務相談日

事業・譲渡・相続・贈与等  
7月12日(水)  
8月16日(水)  
税務全般

※税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。  
事前に予約をお願いします

●帳簿整理等記帳事務代行の相談も受け付けています。お気軽にご相談下さい。





## インボイス制度が もうすぐ始まりです 準備できていますか？

今年(令和5年)10月1日から導入されるインボイス制度は、個人事業主等の売上が、1,000万円以下の消費税の免税事業者に大きな影響があります。

現在、消費税の免税事業者である個人事業主がインボイス制度導入後も免税事業者でいると、取引の減少などいろいろなりリスクも懸念されます。今回は、10月に実施されるインボイスが1,000万円以下の免税事業者の個人事業主に与える影響等について解説します。

### 免税事業者の ままでいた場合

免税事業者のままであれば消費税の納税義務はありません。しかし、取引先が課税事業者で自身が免税事業者のままでいると、取引先側の消費税負担額に影響があります。そのため、免税事業者のままの場合には以下のような影響が出ることが考えられます。

- 既存の取引が減少するかも。
- 取引額の値下げ交渉が行われるかも。
- 新規の取引の獲得が難しくなるかも。

### 課税事業者になった場合

インボイス制度に対応するために、適格請求書発行事業者の登録をして課税事業者になる場合、適格請求書発行事業者として登録された日の売上分から消費税の納税義務が発生します。また、インボイス制度導入と同時に適格請求書発行事業者であるためには、令和5年9月30日までに登録申請を行わなければなりません。

### 免税事業者の個人事業主が 適格請求書発行事業者になる には？

- ① 適格請求書発行事業者の登録申請をする。
- ② 発行した適格請求書の写しを保存する。
- ③ 課税仕入については適格請求書によるものとそれ以外帳簿を付ける。
- ④ 消費税の確定申告を行う。

### インボイス制度導入を機に課 税事業者になった場合の納税 方法

消費税の納税方法は、原則、本則課税と簡易課税の2つです。ただし、免税事業者がインボイス制度に対応するために課税事業者になる場合、軽減措置として消費税の納税額を売上税額の2割とする特例が設定されています。

### 2割特例とは

インボイス制度に対応するために免税事業者が課税事業者になった場合、一定期間納税する消費税額を売上税額の2割とする負担軽減措置が用意されています。これを2割特例といいます。

2割特例の対象事業者は、適格請求書発行事業者になるために免税事業者から課税事業者になった事業者です。

インボイス制度導入の令和5年10月1日から適格請求書発行事業者に登録された場合、2割特例を利用できるのは、令和5(2023)年10～12月の申告から令和8(2026)年分の申告までです。

### まとめ

免税事業者が適格請求書発行事業者になることで納税義務が発生しますが、取引先が課税事業者である場合は、継続的な取引を続けるために適格請求書発行事業者になった方がよい場合もあります。

また、現在免税事業者である事業主がインボイス制度に対応するために課税事業者になる場合には、負担軽減措置などもありますので積極的に活用しましょう。

インボイス制度への対応には事前の準備が必要になるほか、登録通知が届くまで時間がかかる可能性があります。ご相談は早めに青色申告会です！

### 会計ソフトBRA

「ブルーリターンA」は  
インボイス後も安心！

「ブルーリターンA」は、青色申告会がつくった、個人事業主にやさしい会計ソフトです。損益計算書も貸借対照表も作成できるので、青色申告特別控除65万円の適用が受けられます。



### 使用するメリット

#### ★インボイス後の 会計にも完全対応！

インボイス登録後に課税事業者になっても大丈夫。消費税の申告に完全対応しています。インボイスを保存した領収書や請求書を入力すれば、消費税の申告書が出来上がります。

#### ★電子帳簿保存法に対応

入力した帳簿の履歴はきちんと保存されます。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JNIM)による認証を受けているので、電子帳簿保存法へ完全対応です。

無料体験版をダウンロードしよう！  
ブルーリターンA公式ホームページから、無料体験版をダウンロード

ブルーリターンA

秋田青色申告会では、BRAのインストール、記帳内容のチェック、ソフトの操作まで、無料で個別指導を行います。相談は早めに解決しましょう。

無料体験版もお試し下さい。

